

訪問型サービス（概要）

	現行相当サービス （予防給付基準と同様）	市独自基準による 緩和型サービス（サービスA）
提供者	訪問介護事業所の訪問介護員	①訪問介護事業所の訪問介護員 ②市の研修を受講した認定ヘルパー
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として身体介助（入浴・排泄等含）の提供で、生活援助（掃除・買物・調理・洗濯等）については、身体介助と組み合わせてサービス提供する場合は可能 ・既にサービスを利用している場合で、サービスの提供が必要な方 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活援助（掃除・買物・調理・洗濯等）の提供 ※身体介護（入浴・外出・排泄・服薬介助等）は提供しない
提供時間/回	内容により異なる	45分～60分 程度/ 回 （記録作成時間含む）

高齢者ほっと支援センター（委託先の居宅介護支援事業所）が、現行相当または緩和型サービスへの利用の判断を行います

訪問型サービス（基準）

	現行相当サービス （予防給付基準と同様）	市独自基準による 緩和型サービス（サービスA）
基準	管理者：常勤・専従1名以上 （兼務可） 訪問介護員等： 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者： 40人毎に1人	管理者：専従1名以上（兼務可） 従事者：1人以上必要数 訪問事業責任者： 従事者のうち、1人以上必要数
設備	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区域 ②必要な設備・備品	

通所型サービス（概要）

	現行相当サービス (予防給付基準と同様)	市独自基準による 緩和型サービス (サービスA)	市独自基準による 短期集中予防サービス (サービスC)
提供する 事業所	通所介護事業所		①老人保健施設 ②通所介護事業所 等
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護と同様のサービス ・生活機能の向上のための機能訓練 <p>※身体機能等により、入浴サービスが必要と判断される方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニデイサービス、運動、レクリエーション等 	<p>3か月程度、運動指導員等の指導に基づき、筋力向上訓練を実施し、身体機能の改善を図る</p> <p>※マシントレーニングを含む</p>
提供時間 /回	施設により異なる	<p>①1時間30分以上 3時間未満 / 回</p> <p>②3時間以上 / 回</p> <p>※施設により異なる</p>	60分～90分程度 / 回 (週2回)

高齢者ほっと支援センター（委託先の居宅介護支援事業所）が、現行相当または緩和型サービスへの利用の判断を行います

通所型サービス（基準）①

		現行相当サービス (予防給付基準と同様)	市独自基準による緩和型サービス (サービスA)
基準	人員	管理者：常勤・専従1名以上（兼務可） 生活相談員・看護職員：専従1人以上 介護職員：利用者15名まで専従1人以上 （15人超は1人につき専従0.2人以上） 機能訓練指導員：1人以上	管理者：専従1名以上（兼務可） 生活相談員：専従1名以上（兼務可） 従事者： ・15人まで専従1名以上 ・15人超は利用者1名につき必要数
	設備	食堂・機能訓練室・静養室・相談室・事務室 の設置が必須 ①食堂・機能訓練室 3㎡×利用定員以上 ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	食堂・機能訓練室・相談室の設置のみで 可能 ①食堂・機能訓練室 2.5㎡×利用定員以上 ②相談室 ③消火設備その他の非常災害に必要な 設備 ④必要なその他の設備・備品

通所型サービス（基準）②

サービス種別		市独自基準による短期集中予防サービス（サービスC）
基準	人 員	管理者：専従1名以上（兼務可） 従事者： <ul style="list-style-type: none"> ・利用者5人まで 1名以上 ・利用者6人以上10人以下まで 2名以上 ・利用者11人以上20人以下まで 3名以上 資格要件：①運動指導員（健康運動指導士・介護予防運動指導員等）※主な従事者 ②看護師（兼務可）※健康管理を行う ※理学療法士・作業療法士（加算対象）
	設 備	①訓練室 3㎡×利用定員以上 ②必要なその他の設備・備品
そ の 他		実施期間：3か月程度（週2回） 実施時間：1回あたり60～90分 定員：10名程度

短期集中予防サービスの人員基準に関する補足

- 短期集中予防サービスについては、前ページにおいて人員基準をお示ししておりますが、通所介護（介護予防通所介護）とは大きく異なるサービスのため、次ページに最低でも必要な人員の例をお示しします。

- 次ページにおける人員の例で使用する人員は下記のとおりです。
 - A：運動指導員（健康運動指導士、介護予防運動指導員、理学療法士、作業療法士のいずれかの資格を持つ者）
 - B：看護職員（同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務と兼務）
 - C：看護職員（短期集中予防サービスにおける介護職員と兼務）
 - D：介護職員（資格なし）
 - E：介護職員（運動指導員の資格を持つが、介護職員として従事する者）

短期集中予防サービスの人員基準に関する補足②

人員	利用人数 5名以下	利用人数6名以上10名以下			利用人数11人以上20人以下			
A	1	1			1			
B	1	0	1	1	1	1	0	0
C	0	1	0	0	0	0	1	1
D	0	0	1	0	2	1	1	0
E	0	0	0	1	0	1	0	1

東大和市の訪問型サービスの報酬単価

サービス名	単位/回	加算・減算
現行相当サービス	①週1回程度利用	266単位/回
	②週2回程度利用	270単位/回
	③週3回以上利用	285単位/回
基準緩和型サービス	④有資格者	240単位/回
	⑤市認定ヘルパー	213単位/回

・ 現行の介護
予防給付と同様

・ 初回加算

- ・ サービス利用の実情を適正に反映させるために、1回ごとの単価を採用
- ・ ④有資格者の1回あたりの単位数は①の9割に設定
- ・ ⑤市認定ヘルパーの1回あたりの単位数は①の8割に設定
- ・ 1単位あたりの地域別単価は10.84円

東大和市の通所型サービスの報酬単価

サービス名	単位/回	加算・減算	
現行相当サービス	①要支援1	378単位	• 現行の介護予防給付と同様
	②要支援2	389単位	
基準緩和型サービス	③1時間30分以上3時間未満 (送迎なし)	290単位	• 運動器機能向上加算
	④1時間30分以上3時間未満 (送迎あり)	330単位	
	⑤3時間以上 (送迎なし)	310単位	
	⑥3時間以上 (送迎あり)	350単位	

- サービス利用の実情を適正に反映させるために、1回ごとの単価を採用
- ④の1回あたりの単位は②の8.5割に設定
- ⑥の1回あたりの単位は②の9割に設定
- 1単位あたりの地域別単価は10.54円

東大和市の短期集中予防サービスの報酬単価

サービス名	単位/回
短期集中 予防サービス	①専門職配置なし（送迎なし） 360単位
	②専門職配置なし（送迎あり） 400単位
	③専門職配置あり（送迎なし） 410単位
	②専門職配置あり（送迎あり） 450単位

※1 単位あたりの単価は10円

専門職配置とは、理学療法士・作業療法士がサービス提供する場合を指します

介護予防ケアマネジメント費

東大和市では下記のとおり「ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）」と「ケアマネジメントC（初回のみでのケアマネジメント）」を実施します。

介護予防ケアマネジメント	単価
ケアマネジメントA (対象：みなし、緩和型指定サービス)	①基本報酬 370単位
	②初回加算 280単位
ケアマネジメントC (対象：初回1回のみ)	①基本報酬 370単位
	②初回加算 280単位

※地域別単価10.84円/単位で換算

※介護支援専門員への委託は、介護予防支援と同じ割合